

「山形県における観光に関する検定・認定制度の構築に向けた調査・検討」業務委託企画提案募集要領

1 目的

この要領は、「山形県における観光に関する検定・認定制度の構築に向けた調査・検討」業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

「山形県における観光に関する検定・認定制度の構築に向けた調査・検討」業務

(2) 業務の内容

別添 1 「山形県における観光に関する検定・認定制度の構築に向けた調査・検討」業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 25 日まで

(4) 提案上限額

5, 8 2 8 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、民間企業・NPO法人・その他の法人等（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）又は消費税を滞納していないこと。
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 観光に関する検定・認定制度に関する調査もしくは検討業務等の類似業務の実績を有していること。
- ⑤ 山形県財務規則(昭和 3 9 年 3 月県規則第 9 号)第 1 2 5 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下のこの号に同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」をいう。）であると認められる者

- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - ニ 役員等が、暴力団員又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 最優秀提案者の決定方法等

(1) 審査会の開催

提案を行った者は、県が設置する「山形県における観光に関する検定・認定制度の構築に向けた調査・検討業務企画審査会」（以下「審査会」という。）において、企画内容等についてプレゼンテーションを実施する。県は審査会による審査を経て、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）を決定する。

ただし、応募者が多数であった場合には、審査会において、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。この場合、第1次審査を通過した者において、プレゼンテーションを実施する。

審査会の詳細等については、提案を行った者に別途通知する。

応募者が1者のみの場合は、審査員の合議により、提案の内容について事業目的を十分に達成できるものであると判断したときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

なお、提案者がいない場合には、最優秀提案者の決定を行わない。

(2) 評価基準等（合計100点満点）

- ① 企画の基本コンセプト（10点）
 - ・ 事業の目的について十分理解しているか。
 - ・ ねらいと成果目標は適切か。
- ② 企画提案の内容（60点）
 - ・ 観光客のニーズ調査の内容及び方法は効果的で適切なものとなっているか。
 - ・ 山形県の観光の魅力を発信する人材育成を目指した検定・認定制度の構築が見込まれるか。
 - ・ 検定・認定制度検討ワーキングにおいて、より良い制度の検討と合意・協力・連携体制を構築していくための支援内容及びスケジュールとなっているか。
 - ・ 検定・認定制度のPR方法は、周知を図るための工夫がなされているか。

③ 事業実施体制・スケジュール（20点）

- ・ 業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。
- ・ 事業実施スケジュールは効果的で適切なものとなっているか。

④ 経費積算（10点）

- ・ 経費の積算内容に不備・不適切なものはないか。

5 応募書類の提出方法等

(1) 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、平成30年4月20日（金）午後5時までに次の書類を提出し、応募資格を満たしているか確認を受けること。

- ① 参加申込書（様式第1号） : 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） : 1部
- ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）又は消費税を滞納していないことを証明する書類（非課税のものを除く。） : 1部

ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出する必要はない。

イ 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）

ロ 消費税 消費税納税証明書（税務署が発行する直近1年間のもの。）

(2) 提出先

「13 担当部局」へ提出すること

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

6 企画提案書の提出方法等

(1) 提出書類

応募資格の確認を受けた者は、平成30年4月26日（木）午後5時までに、次の書類を提出すること。

- ・ 企画提案書（様式第3号） : 7部 ※ 経費見積書（様式任意）を添付すること。

(2) 提出先

提出先「13 担当部局」へ提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送等による。

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(4) その他

提案は 1 事業者につき、1 提案とする。

7 企画提案書の記載事項

企画提案書は仕様書に基づき記載すること。

8 企画提案書の作成仕様

企画提案書の様式は様式第 3 号のとおりとし、経費見積書（任意様式）を添付すること。

9 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 企画提案書の作成に係る質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第 4 号）」により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「観光に関する検定・認定制度の構築に向けた調査・検討への問い合わせ」として「13 担当部局」あてに提出すること。

(3) 質問書の受付期間

平成 30 年 4 月 20 日（金）午後 5 時までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、その都度速やかに、参加申込書提出者全てに、電子メールにより行う。

ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

10 企画提案提出後のスケジュール

(1) 審査会の開催 : 平成 30 年 5 月上旬

(2) 審査結果通知 : 平成 30 年 5 月上旬

(3) 契約 : 平成 30 年 5 月中旬

11 委託契約に係る基本事項

(1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、観光文化スポーツ部所管事業指名業者選定審査会の審査を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 最優秀提案者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。

(3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。

(4) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。

(5) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ県と協議のうえ、県の承認を

得たうえで変更することができるものとする。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (4) 応募及び契約については、県の都合により事業停止する場合があります。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「13 担当部局」に提出すること。

13 担当部局

山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課 観光振興担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話：023-630-2371 F A X：023-630-2097